

平成27年3月31日

総務大臣
山本早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多賀谷 一 照

答 申 書

平成27年1月27日付け諮問第3071号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 今国会に提出された、法人税率を25.5%から23.9%へと引き下げること等を内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立・施行し、これを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる（当審議会の考え方は別添1のとおり）。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添2のとおりである。

法人税率の引き下げ等について

(別添1)

接続料原価

第一種指定設備管理運営費

他人資本費用

自己資本費用

利益対応税

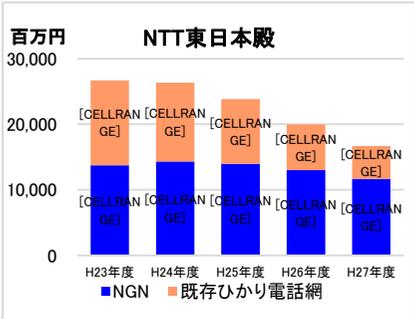
調整額

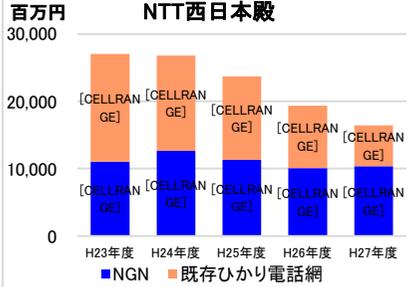
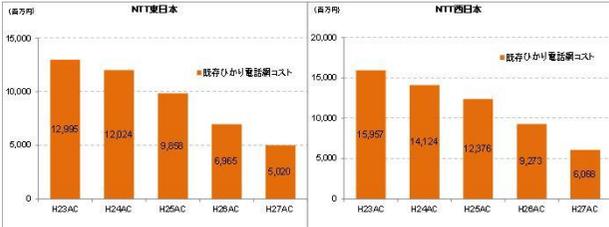
- ・事業税
(税率変更: 4.3% → 3.1%)
- ・地方法人特別税
(税率変更: 67.4% → 93.5%)
- ・法人税
(税率変更: 25.5% → 23.9%)
- ・道府県民税※
- ・市町村民税※
- ・地方法人税※

※ 課税標準が法人税額であることによる税額変更

本件申請においては、法人税率等が平成26年度と同率であることを前提に接続料が算定されているが、今国会に提出された「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が、平成27年3月13日に衆議院で可決され、現在、参議院で審議されている状況に鑑み、同法案が成立・施行し、法人税率の引き下げ等が確定した場合には、平成27年度の接続料については、これを前提として再算定することが適当である。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
(平成27年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)

意見	再意見	考え方																								
<p>意見1 ひかり電話網からNGNへの利用者の早期移行に一層努めることで、更なるコスト効率化を実現すべき。</p>	<p>再意見1</p>	<p>考え方1</p>																								
<p>○ 既存ひかり電話網からNGNへの移行を早期に完了させるべきと考えます。IGS 接続料原価全体で減少傾向である点ではある程度コストが効率化されていると言えるものの、そのうち既存ひかり電話網原価の占める割合は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社殿(以下併せて「NTT東西殿」といいます。)ともに30%台^{※1}と依然として高く、網移行による効率化の余地がまだ十分残っています。移行がなかなか進まない理由として、「既存ひかり電話網には、一部のカスタマイズ等が必要な法人ユーザが引き続き収容される^{※2}」という課題があることは理解しますが、網の二重運用解消により更なるコスト効率化が期待できるため、NTT東西殿には当該ユーザの早期移行に一層努めて頂くことを望みます。</p> <p>※1 IGS 接続料原価と構成比の推移</p>  <table border="1"> <caption>IGS 接続料原価と構成比の推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>NGN (百万円)</th> <th>既存ひかり電話網 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23年度</td> <td>12,000</td> <td>18,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>13,000</td> <td>17,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>14,000</td> <td>16,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>16,000</td> <td>14,000</td> <td>30,000</td> </tr> </tbody> </table>	年度	NGN (百万円)	既存ひかり電話網 (百万円)	合計 (百万円)	H23年度	12,000	18,000	30,000	H24年度	13,000	17,000	30,000	H25年度	14,000	16,000	30,000	H26年度	15,000	15,000	30,000	H27年度	16,000	14,000	30,000	<p>○ 既存ひかり電話網コストは、既存ひかり電話網からNGNへのマイグレーションを平成25年度末時点で概ね完了させたことや引き続きコスト効率化に積極的に取り組むことで、平成25年度適用料金と比べて、約50%の削減を見込んでおり、残っているコストは、カスタマイズが必要な一部の法人ユーザ向けサービスの提供に必要な設備に係るものです。</p> <p>当社としても、既存ひかり電話網からNGNへの移行の実現に引き続き積極的に取り組んでいくことで、更なる効率化を推進していく考えです。</p> <p>一方、意見を提出された事業者の接続料については、依然として当社のIGS接続機能の接続料と比較して高止まりしています。意見を提出された事業者におかれましては、当社が算定根拠の開示を再三求めているにもかかわらず、一切情報を開示いただけないことから、当社としては適正性の検証ができない状況が続いています。「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン(平成24年7月27日)」にも示されているとおり、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由無く差が生じないようにすべきところであることから、意見を提出された事業者においては、自らが設定する接続料の透明性の向上に取り組んでいただきたいと考えます。</p>	<p>○ ひかり電話網からNGNへの利用者の早期移行に一層努めることで更なるコスト効率化を実現すべきとの御意見については、NTT東西の再意見においても考え方が示されているように、<u>NTT東西においては、引き続き、更なる効率化の実現に向けて、ひかり電話網からNGNへの利用者の早期移行に積極的に取り組むことが望ましい。</u></p> <p>○ なお、接続事業者が設定する接続料についても透明性を確保し、適正性を検証できるようにすべきとの再意見については、一般論として、接続料算定の適正性・透明性は、指定設備設置事業者であるか否かにかかわらず確保されるべきものであることから、接続料水準に係る協議においては、経営上の秘密にも配慮しつつ、双方において必要な情報提供を行うことが望ましい。</p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成26年3月31日)別添2 考え方1 抜粋—</p> <p>○ 接続事業者の接続料についても透明性を確保し、適正性を検証できるようにすべきとの再意見については、一般論として、接続料算定の適正性・透明性は、指定設備設置事業者であるか否かにかかわらず確保されるべきものであることから、接続料算定に係る協議においては、経営上の秘密に</p>
年度	NGN (百万円)	既存ひかり電話網 (百万円)	合計 (百万円)																							
H23年度	12,000	18,000	30,000																							
H24年度	13,000	17,000	30,000																							
H25年度	14,000	16,000	30,000																							
H26年度	15,000	15,000	30,000																							
H27年度	16,000	14,000	30,000																							

意見	再意見	考え方
<p style="text-align: center;">NTT西日本殿</p>  <p style="text-align: center;">(網使用料算定根拠を基に弊社共作成)</p> <p>※2 平成26年3月6日付け 平成26年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定に対する NTT 東西殿再意見より抜粋</p> <p style="text-align: center;">(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるための必要な措置を講じていただきたいと思います。</p> <p>【参考】 IGS接続機能の接続料原価（既存ひかり電話網）の推移</p>  <p style="text-align: center;">(NTT東西)</p>	<p>も配慮しつつ、双方において必要な情報提供を行うことが望ましい。</p>
<p>意見2 優先制御機能のアンバンドルと当該機能に係る接続料の早期設定に向け、より一層協議を加速すべき。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 弊社共は、NTT 東西殿に対し、数年前より NGN における優先制御機能等のアンバンドルを要望してきました。しかしながら、多くの協議回数を重ねた現在でも優先制御機能のアンバンドルの実現に至っていません。</p> <p>平成26年12月18日付け情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」(以下「答申」といいます。)において、「NGNの更なるオープン化を促進すべきとの意見が一部の競争事業者から寄せられ、その実現に向けて行われている事業者間の協議がこれまでに調っていない状況にあり、協議を加速してい</p>	<p>○ ソフトバンクテレコムからは、当社NGNを利用したIP電話サービスを実現するため、当初、SIPサーバ同士が連携して動的に帯域を確保する方式や専用の転送クラスを設定する方式、帯域を固定的に確保する方式等のご要望があり、協議を重ねてまいりましたが、いずれの方式も開発・導入額が高額等の理由により合意に至りませんでした。その後、当社から当社サービスで利用している優先のパケット転送クラスを利用して実現する方式を提案し、技術的条件や開発内容、利用料金案等を提示し、実現に向けた協議を行っていたところ、ソフトバンクテレコムから、一切の費用負担に応じられないといった、当社として</p>	<p>○ 本件申請の内容とは直接関係ないものであり、御意見については参考として承る。</p> <p>○ なお、NGNのオープン化については、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」(平成26年12月18日)において、「総務省において、事業者間の協議が迅速かつ円滑に調うよう協議を促進するとともに、アンバンドルの3要件(※)への適合性を検討し、これらの3要件を満たす場合には、接続料規則を改正することによりアンバンドル機能を拡充することが適当。なお、事業者間の協議においては、当事者双方が協議の早期成立に向けて、利用するネットワーク設</p>

意見	再意見	考え方
<p>くことが必要である。」と取りまとめられていることから、NTT 東西殿には、優先制御機能のアンバンドルとその接続料の早期設定に向け、より一層協議を加速して頂くことを要望します。</p> <p>また、答申に「今後、総務省において、事業者間の協議が迅速かつ円滑に調うよう協議を促進する」とあり、総務省殿には、協議状況を踏まえながら、アンバンドルの早期実現に向けて対応して頂くことを要望します。</p> <p>なお、優先制御機能のアンバンドルを実現するに当たり設定される接続料については、接続事業者の利用用途によることなく開放する機能に対する原価を合理的に算定頂くこと、接続事業者の検証や議論が可能となるよう、その算定根拠を開示頂くこと等を NTT 東西殿に要望します。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>承服しかねるような条件を一方的に求められたため、結果として協議が中断し、実現に至っていないものと認識しています。</p> <p>その後、ソフトバンクテレコムより改めて協議を再開したいとのご要望があり、当社は引き続き要望の実現に向け真摯に対応していますが、アンバンドル化の早期実現を要望されているソフトバンクテレコムにおかれましても、実現に向け、必要となる費用についてご負担いただくことを前提に、前向き且つ着実にご対応いただくことを要望します。</p> <p>なお現在、ソフトバンクテレコムからは、当社のNGN上でIP電話サービスを実現することを前提とした機能に係るアンバンドル提供を要望されており、当社はこうした要望を基に検討を行っているところです。この意見招請で、「接続事業者の利用用途によることなく開放する機能に対する原価を合理的に算定頂くこと」を要望されていますが、当社としてはこうしたIP電話サービスの用途に限定しないご要望は初めて示されたものと認識しており、お互いに混乱を招かないよう、まずは協議の中で、要望内容を特定していただきたいと考えます。 (NTT東日本)</p> <p>○ ソフトバンクテレコムからは、当社NGNを利用したIP電話サービスを実現するため、当初、SIPサーバ同士が連携して動的に帯域を確保する方式や専用の転送クラスを設定する方式、帯域を固定的に確保する方式等のご要望があり、協議を重ねてまいりましたが、いずれの方式も開発・導入額が高額等の理由により合意に至りませんでした。その後、当社から優先の packets 転送</p>	<p>備に係る費用負担の在り方を含め、前向きかつ真摯な対応を行うことが適当」との方向性が示されている。</p> <p>(※) ①具体的な要望があること ②技術的に可能であること ③過度な経済的負担がないことに留意すること</p>

意見	再意見	考え方
	<p>クラスを利用して実現する方式を提案し、技術的条件や開発内容、利用料金案等を提示し、実現に向けた協議を行っていたところ、ソフトバンクテレコムから、一切の費用負担に応じられないといった、当社として承服しかねるような条件を一方的に求められたため、結果として協議が中断し、実現に至っていないものと認識しています。</p> <p>その後、ソフトバンクテレコムより改めて協議を再開したいとのご要望があり、当社は引き続き要望の実現に向け真摯に対応していますが、アンバンドル化の早期実現を要望されているソフトバンクテレコムにおかれましても、実現に向け、必要となる費用についてご負担いただくことを前提に、前向き且つ着実にご対応いただくことを要望します。</p> <p>なお現在、ソフトバンクテレコムからは、当社のNGN上でIP電話サービスを実現することを前提とした機能に係るアンバンドル提供を要望されており、当社はこうした要望を基に検討を行っているところです。この意見招請で、「接続事業者の利用用途によることなく開放する機能に対する原価を合理的に算定頂くこと」を要望されていますが、当社としてはこうしたIP電話サービスの用途に限定しないご要望は初めて示されたものと認識しており、お互いに混乱を招かないよう、まずは協議の中で、要望内容を特定していただきたいと思います。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ NGN 上での優先制御機能のアンバンドル推進について、ソフトバンク殿の意見に賛同します。</p> <p>弊社も数年前より優先制御機能のアンバンドルを希望しておりますが、協議が平行線をたどって</p>	

意見	再意見	考え方
	<p>おり、いまだに合意に至っておりません。今現在、NTT 殿は NGN 上で優先制御機能を独占的に使い、安価なひかり電話は大きく加入者を伸ばされております。優先制御機能のアンバンドルは実現するだけでなく、接続事業者の事業規模にかかわらず公平に参入できる条件（接続料金、接続方式等）であることが必要です。総務省殿におかれましては、公正競争が可能となるようなアンバンドルが早期に実現するよう、ご対応をお願いいたします。（Z I P T e l e c o m）</p> <p>○ ソフトバンク各社殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>NTT 東西殿の NGN 上で、当社がサービス提供の主体となって OABJ-IP 電話サービスの提供をしたく、それを実現するための NGN 機能のアンバンドルを求め、当社も NTT 東西殿と幾度と協議をしてみりましたが、実現には至っておりません。</p> <p>その間に NTT 東西殿「ひかり電話」の純増は続き、平成 25 年度末の「ひかり電話」ch 数は 1,814 万件（①）に拡大しています。同時点の全事業者の OABJ-IP 電話契約数は 2,650 万件（②）であることから、ひかり電話のシェアは、68%（①÷②）の寡占状態にあると推測されます。※</p> <p>しかし、今回の接続料改定の申請書における NGN・IGS 接続機能に係る通信量（特に通話時間）においては、平成 25 年度分（実績）から平成 27 年度分（将来需要）は微減と予測されており、これにより成長鈍化の兆しが窺われます。</p> <p>このような状況下、NGN 機能をアンバンドル（オープン化）することは、「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方」（平成 26 年 12 月 18 日答申）における、利用者がニーズに応じてサービス等を</p>	

意見	再意見	考え方
	<p>自由に選択できるよう、多様なプレーヤーが活発な競争を通じて ICT サービスが提供される必要があるといった趣旨に適うもので、通信市場の活性化を促し利用者利便に資すると考えます。</p> <p>※NTT 東西殿の申請情報、総務省殿の公表データより引用。 (フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	